

警 備 甲 達 第 5 号
警 務 甲 達 第 4 号
生 企 甲 達 第 5 号
刑 企 甲 達 第 4 号
交 企 甲 達 第 4 号
警 公 甲 達 第 4 号
令和 3 年 1 月 2 0 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察新型インフルエンザ等対策業務継続計画の制定について

新型インフルエンザ等対策業務継続計画については、福井県警察新型インフルエンザ等対策業務継続計画の制定について（平成28年警備甲達第1号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、令和2年3月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）が施行され、新型コロナウイルス感染症を暫定的に「新型インフルエンザ等」とみなすこととされたほか、従前の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に定められていた事項は新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項とみなすこととされたことを踏まえ、別添のとおり「福井県警察新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を新たに制定し、運用することとしたので、各所属においては、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

**福井県警察新型インフルエンザ等対策
業務継続計画**

福井県警察本部

令和3年1月20日

目次

第1章	総則	1
第1	計画の目的	1
第2	実施方針等	1
第3	被害想定	1
第2章	実施体制	2
第1	未発生期における体制	2
第2	国外発生期における体制	2
第3	国内発生早期における体制	2
第4	国内感染期における体制	2
第5	県市町等関係機関との連携	2
第6	公安委員会の体制	2
第3章	発生時継続業務等	3
第1	業務継続の基本方針	3
第2	強化・拡充業務	3
第3	一般継続業務	3
第4	縮小・中断業務	4
第5	公安委員会の業務	4
第4章	業務継続のための執務体制の確立	4
第1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	4
第2	人員計画	5
第3	警察職員等の感染状況の把握	6
第5章	業務継続のための執務環境の整備	6
第1	物資等の確保	6
第2	情報通信の確保	6
第3	医療体制の確保	7
第6章	感染防止の徹底	7
第1	個人及び家庭での感染予防	7
第2	職場における感染拡大防止対策	7
第3	発症者等への対応	7
第4	来庁者への対応	8

第7章	業務継続計画の発動等	8
第1	業務継続計画の発動	8
第2	状況に応じた対応	8
第3	通常体制の復帰	8
第8章	業務継続計画の維持・管理	9
第1	公表・周知	9
第2	教育・訓練	9
第3	点検・改善	9

第1章 総則

第1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。大半の人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び身体を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たることをその責務としており、新型インフルエンザ等発生時においては、これに伴う諸対策に当たりつつ、治安の確保に必要な警察活動を継続することが必要である。このため、県警察では、福井県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の制定について（令和3年警備甲達第4号。以下「県警察行動計画」という。）に基づき諸対策を推進することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから警察職員及びその家族（以下「警察職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40パーセントの欠勤者が出ることも想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておく必要がある。

この計画は、新型インフルエンザ等発生時においても、限られた人員の中で県警察がその機能を維持し、必要な業務が継続できるよう、新型インフルエンザ等発生時の実施体制、継続業務等を定めることを目的とする。

第2 実施方針等

1 実施方針

業務継続計画の実施に当たっては、公安委員会及び県警察は、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、県市町等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

2 公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等の国内外における発生状況に応じて時期を逸することなく公安委員会に報告し、新型インフルエンザ等の流行時においては、公安委員会の管理の下、その権限に属する事務の迅速かつ適切な実施に努める。

第3 被害想定

本計画は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画及び県警察行動計画に基づき策定する。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

表1 人的被害等想定

	政府新型インフルエンザ等対策行動計画	福井県新型インフルエンザ等対策行動計画
発症率	全人口の25パーセントがり患	
医療機関の受診者	1,300～2,500万人	8万4,000～16万1,000人
死亡者	17～64万人 (致死率0.53～2.0パーセント)	1,100～4,100人 (致死率0.53～2.0パーセント)
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患期間は1週間から10日間程度	
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する警察職員の割合は、多く見積もって5パーセント程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、最大で40パーセント程度が欠勤するものと予測	

第2章 実施体制

第1 未発生期における体制

未発生期には、福井県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について（令和3年警備甲達第3号）に基づき設置された福井県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進する。

第2 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、県警察行動計画に基づき警備連絡室、警備対策室又は警備本部（以下「県警察警備本部等」という。）を設置し、本計画の発動に向けた検討を行う。

第3 国内発生早期における体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。）において、県警察警備本部等を設置し、警備本部が中心となり本計画を発動する。

第4 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。）において、国内発生早期に引き続き、警備本部が中心となり事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、本計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第5 県市町等関係機関との連携

本計画の実施に当たり、警察庁及び中部管区警察局（以下「警察庁等」という。）との連絡及び調整を図るとともに、県市町等関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等対策に必要な業務を推進する。

第6 公安委員会の体制

新型インフルエンザ等の発生に関する事態に応じ、必要と認められる場合には、速

やかに公安委員会を招集する。

第3章 発生時継続業務等

第1 業務継続の基本方針

県警察は、新型インフルエンザ等の国内発生時においても、その治安機能を維持するために、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない警察業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、これらの業務以外の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

第2 強化・拡充業務

県警察行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時において、次の表2-1及び表2-2に掲げる業務を強化・拡充業務として取り組むこととしている（県警察行動計画第4編及び第5編参照）。

表2-1 県警察行動計画に基づく対策業務（国内発生早期）

1	実施体制
2	感染対策
3	水際対策の支援
4	医療活動の支援
5	社会秩序の維持
6	緊急事態措置に対する支援等
7	重点的感染拡大防止策の支援
8	警察広報

表2-2 県警察行動計画に基づく対策業務（国内感染期）

1	実施体制
2	感染対策
3	水際対策の支援
4	医療活動の支援
5	多数死体取扱いに当たっての措置
6	社会秩序の維持
7	緊急事態措置に対する支援等
8	警察広報

第3 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間縮小し、又は中断することにより、治安並びに国民生活及び経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。ただし、一般継続業務についても、

- 1 緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する
- 2 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間に効果的に実施できるよう工夫する
- 3 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮する

ものとする。

第4 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅に縮小し、又は中断することが可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。ただし、縮小・中断業務であっても緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第5 公安委員会の業務

県警察において発生時継続業務が適切に行われるよう、警察法（昭和29年法律第162号）第38条に基づき、公安委員会が県警察を管理する。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

1 指揮命令系統の明確化

(1) 意思決定方法の工夫

県警察は、意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、決裁の簡素化、対人距離の確保等の措置を講じる。

(2) 指揮命令系統の明確化

県警察は、新型インフルエンザ等の発生時において、業務上の意思決定者である幹部が欠勤などにより出勤が困難となった場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号）に基づき、当該幹部に代わり得る職の者が対応に当たる。

(3) 電話等による意思決定

意思決定権者である幹部が濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合には、可能な事項については電話又はファックスにより報告を受け、意思決定を行うものとする。

2 業務継続実施責任者の指定

新型インフルエンザ等の発生時において、発生時継続業務を的確に継続するため、所属長を業務継続実施責任者に指定する。

3 感染防止従事責任者の指定

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時において、警察職員の感染者拡大を可能な限り抑止するため、所属の次席、副隊長、副校長及び副署長を感染防止従事責任者に指定する。

感染防止従事責任者は、警察職員の感染防止及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

第2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1「業務の仕分け」に基づき、課又は係単位による発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員をあらかじめ把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。また、人員計画を円滑に運用しつつ、感染リスクの軽減方策を実施する。

1 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、別表2「人員計画表」により、人員計画を作成する。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の流行により最大で40パーセント程度の警察職員が欠勤することを前提とした上で、専門知識を要する業務や家族の看病等から出勤が困難となる可能性の高い職員をあらかじめ把握し、発生時継続業務に必要な人員を配分するための勤務態勢等について検討する。

2 人員計画の運用

(1) 未発生期

業務継続実施責任者は、課又は係単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務を縮小し、又は中断することにより発生時継続業務に配分できる人員を把握する。また、各業務の資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合であっても、他の警察職員が速やかに業務を引き継ぐことができるよう、教育及び訓練を実施する。特に、専門知識を要する業務については、代替警察職員又は代替方法をあらかじめ定めておく。

(2) 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の国外発生時において、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えた具体的な人員配分等を検討する。

(3) 国内発生早期

業務継続実施責任者は、警備本部の決定を経て、速やかに業務を縮小し、又は中断し、発生時継続業務に人員を配分する。

(4) 国内感染期

本部長は、発生時継続業務を維持するため、必要に応じて本部の警察職員を業務継続が困難な警察署に派遣する。

なお、感染者が集中して発生した所属に対しては、発生時継続業務を維持するため、対策委員会に諮り、部門を超えて必要な人員を派遣する。

3 感染リスクを軽減する勤務体制

(1) 出勤方法

業務継続実施責任者は、所属警察職員の通勤時の感染リスクを軽減するため、徒歩、車両等の公共交通機関を利用しない出勤方法により、感染リスクを減らす措置を講じる。

(2) 勤務形態

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生状況を勘案し、濃厚接触者の数を減少させるため、所属警察職員の時差出勤及びテレワークを検討するなど可能な限りの感染防止対策を講じる。

(3) 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に定める緊急事態宣言が出され、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合には、状況に応じ、在宅若しくはサテライトオフィスでのテレワーク又は勤務公務署以外の警察施設での勤務に変更することを検討する。

(4) 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

第3 警察職員等の感染状況の把握

警察職員等は、毎朝検温を実施し、インフルエンザ様の症状がある場合には、速やかに発熱相談を担当する健康福祉センター、保健所等に連絡し、その指示に従って発熱外来を受診する。診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告し、感染防止従事責任者は、速やかに厚生課及び警備課に報告する。

第5章 業務継続のための執務環境の整備

第1 物資等の確保

1 備蓄食料の確保

会計課は、新型インフルエンザ等の流行時に食料の入手が困難となった場合に備え、非常食及び飲料水を確保するとともに、必要に応じて補充を図る。

2 感染予防装備品の確保

厚生課は、関係所属と連携して、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速に活用できるよう、継続して感染防止品（マスク、ゴーグル、手袋、防護服、手指消毒用アルコール等）を整備する。

3 被留置者の食事の確保

本部及び各警察署の留置担当者は、各留置施設における被留置者の食事について、契約業者から入手が困難となった場合には、あらかじめ指定した第2業者、第3業者を通じて被留置者の食事を確保する。

第2 情報通信の確保

1 通信の確保

情報通信部は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を確保する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

2 情報管理機能の確保

情報管理課は、各種情報管理システムを円滑に運用するため、当該システムの維持管理を担当する警察職員の不在に備えた業務マニュアルの作成及び操作方法の教養を実施する。障害発生時において、システム導入メーカーからの支援が必要なものについては、早期に復旧できるよう、関係事業者との連絡体制を整備する。

第3 医療体制の確保

厚生課は、職場において警察職員が発症した場合に備え、健康福祉センター及び指定医療機関を確認し、全警察職員に周知する。

また、本部及び各警察署の留置担当者は、被留置者が感染者となった場合に備え、健康福祉センターと連携を図り、陰圧病床を有する感染症指定医療機関及び結核医療機関の医師を確保する。

第6章 感染防止の徹底

第1 個人及び家庭での感染予防

1 基本的な感染防止対策

感染防止従事責任者は、個人及び家庭での感染を防止するため、所属警察職員等に咳エチケット、手洗い、うがい及びマスク着用の励行等を徹底させるとともに、行動歴を記録化し、不要不急の外出を差し控えるよう指導する。

2 感染予防の周知徹底

感染防止従事責任者は、機関誌、教養資料等を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、感染予防のための基本的措置、個人でできる対策の紹介、新型インフルエンザ等対策関連情報ホームページの紹介等を行い、所属警察職員等に対する周知を徹底する。

第2 職場における感染拡大防止対策

1 自宅における検温の実施

出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、出勤しないこととする。

2 咳エチケット等の実施

咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。

3 手指消毒の徹底

庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。

4 マスク着用の徹底

庁舎入口において、マスク着用を励行する。

5 対人距離の確保

机のレイアウト変更、パーテーションの設置等可能な限り対人距離を保持する。

6 会議の代替措置

対面会議を極力避け、可能な限り、電話連絡、文書配付、オンライン会議等をもって代える。

第3 発症者等への対応

1 マスクの着用及び会議室等への移動指示

感染防止従事責任者は、職場内で所属警察職員が発症（以下「発症職員」という。）

した場合は、マスクの着用及び会議室等隔離場所への移動を指示する。

2 指定医療機関への受診

感染防止従事責任者は、健康福祉センターの指示に従い、発症職員を指定医療機関に受診させる。発症職員単独で指定医療機関に移動できない場合は、必要に応じて、感染防止資機材を着用した所属警察職員により搬送する。

3 職場の消毒

感染防止従事責任者は、消毒薬等を用いて、職場の机、ドアノブ等発症職員が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

4 発症者と接触した職員の対応

発症職員と接触した警察職員については、健康福祉センターの指示に従い対応する。

5 発症職員等に関する休暇の取扱い

(1) インフルエンザ様の症状を呈する場合

病気休暇を取得する。

(2) 濃厚接触者として検疫法（昭和26年法律第201号）による停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による外出自粛要請の措置を受ける場合

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年人事委員会規則第2号）に基づく特別休暇を取得する。

(3) 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、所属警察職員に対して該当する休暇を取得するよう指導する。

第4 来庁者への対応

新型インフルエンザ等の発生時において、庁舎内への感染拡大を防止するため、庁舎入口付近に検温及びマスク着用を促す表示を掲示するとともに、非接触型体温計を設置し、発熱の有無を確認した上、マスクを着用させることにより入庁を許可する。また、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7章 業務継続計画の発動等

第1 業務継続計画の発動

業務継続計画は、原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、対策委員会を開催して発動を決定する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものについては、早期に縮小し、又は中断して感染リスクを軽減する。

第2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ人員体制等を変更する。その際、業務上生じた問題等について情報を集約し、警備本部と必要な調整を行う。

第3 通常体制への復帰

政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期を宣言した場合には、県内での流行

状況を踏まえ、対策委員会を開催して通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じた感染防止対策を継続する。

第8章 業務継続計画の維持・管理

第1 公表・周知

本計画は、公表・周知する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小又は中断については、積極的に広報を行い、県民の理解を求めることとする。

第2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、所属警察職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的な教養及び訓練を行う。

訓練に当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内で発症者が出た場合の対応要領等について、本計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

第3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合又は県警察行動計画が改正された場合には、必要に応じて本計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、所属警察職員の人事異動状況を踏まえて人員計画の必要な修正を行う。

別表 1

業 務 の 仕 分 け

【警務部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	1 関係都道府県警察及び関係機関との連絡、調整
	2 公安委員会の会議関連業務
	3 留置管理業務
	4 組織、定員関連業務
	5 職員の人事関連業務
	6 予算、決算及び会計
	7 警察装備、車両関連業務
	8 健康管理業務
	9 事件事故広報関連支援業務
	10 庶務関連業務
	11 広報関連業務
	12 広聴関連業務
	13 情報公開請求及び個人情報開示請求関連業務
	14 庁舎警備、当直体制の確認及び確保
	15 職員の勤務制度関連業務
	16 監察関連業務（非違事案の調査、処分等に限る。）
	17 遺失・拾得業務
	18 給与支給業務
	19 退職手当関連業務
	20 犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金関連業務
	21 補償関連業務（公務災害、警察官の職務に協力した者の災害給付金関連業務）（給与関連業務（恩給、児童手当））
	22 情報セキュリティ関連業務及び照会業務
	23 福利厚生関連業務（給付）
縮 小 ・ 中 断 業 務	1 福利厚生関連業務
	2 訴務対応
	3 企画行事関連業務
	4 警察職員の採用関連業務
	5 人事評価関連業務
	6 監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	7 警察表彰関連業務
	8 警察教養関連業務
	9 警察学校の教養計画の策定及び実施
	10 術科訓練
	11 各種統計業務
	12 専科教養、研修、訓練等
	13 被疑者取調べ監督関連業務

業 務 の 仕 分 け

【生活安全部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	1 関係都道府県警察及び関係機関等との連絡、調整 2 住民の不安感を解消するための情報発信 3 犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する業務 4 警察安全相談関連業務 5 ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務 7 行方不明者、迷子、その他応急の救護を要する者の保護 8 警備業法関連業務（許可関連業務を除く。） 9 警察通信指令関連業務 10 地域警察官の行う街頭活動 11 水上警察関連業務 12 鉄道警察関連業務 13 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用 14 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助 15 児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護 16 火薬類の運搬及び取締り 17 核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬 関連業務 18 銃砲刀剣類所持等取締法関連業務（許可関連業務を除く。） 19 サイバーセキュリティ関連業務 20 重大サイバー犯罪等関連業務 21 インターネット上の違法情報、有害情報関連業務 22 生活安全関連法令違反事犯の取締り 23 庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	1 生活安全部所管に係る公安委員会許可、届出等関連業務 2 各種統計業務 3 予算及び組織要求 4 情報公開及び個人情報の保護 5 福利厚生関連業務 6 専科教養、研修、訓練等 7 訴務対応 8 生活安全警察に関する資料の調査、収集及び管理 9 巡回連絡

業 務 の 仕 分 け

【刑事部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	1 関係都道府県警察及び関係機関との連絡、調整 2 広報対応を始めとする県民等への情報伝達 3 暴力団対策 4 薬物銃器事犯の取締り 5 国際捜査共助及び国際犯罪捜査 6 マネー・ロンダリング対策 7 その他社会的反響が大きく、警察庁の指導調整が必要となる犯罪の捜査に関する業務 8 一般事件対応業務 9 捜査共助及び指名手配に関する業務 10 犯罪鑑識及び鑑定関連業務 11 各種照会業務の運用に関する業務 12 庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	1 各種統計業務 2 予算及び組織要求 3 情報公開及び個人情報の保護 4 専科教養・研修・訓練等 5 訴務対応 6 福利厚生関連業務 7 刊行物等の資料作成及び管理 8 各種指導、法令関係等業務 9 刑事資料の調査、収集及び管理

業 務 の 仕 分 け

【交通部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	1 関係都道府県警察及び関係機関との連絡、調整 2 広報対応を始めとする県民等への情報伝達 3 交通規制の実施に関する業務 4 交通情報に関する業務 5 交通指導取締り 6 運転免許関連事務 7 交通事故事件捜査 8 庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	1 各種統計業務 2 予算及び組織要求 3 情報公開及び個人情報の保護 4 福利厚生関連業務 5 専科教養、研修、訓練等 6 訴務対応 7 交通関係法令の調査及び研究 8 刊行物等の資料作成及び管理 9 交通安全教育 10 交通安全関係団体等に対する指導等 11 交通事故防止対策

業 務 の 仕 分 け

【警備部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	1 関係都道府県警察及び関係機関との連絡、調整 2 広報対応を始めとする県民等への情報伝達 3 警備情報の収集、分析及び調査 4 警備犯罪の取締り 5 緊急事態発生時における対処及び関連情報の収集、分析 6 警備実施及び警衛、警護事案の対応 7 外国人に係る警備情報の収集、分析及び調査 8 外国人に係る警備犯罪の取締り 9 テロリストの侵入を防止するための水際対策 10 サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集、分析 11 原子力関連施設等重要防護対象の警戒 12 庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	1 各種統計業務 2 予算及び組織要求 3 情報公開及び個人情報の保護 4 福利厚生関連業務 5 専科教養、研修、訓練等 6 訴務対応 7 刊行物等の資料作成及び管理 8 警備関係法令の調査及び研究

業 務 の 仕 分 け

【情報通信部】

	業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係都道府県警察及び関係機関との連絡、調整 2 犯罪捜査、警備実施等にかかる技術支援及び通信運用業務 3 通信調整業務 4 物品の支援、受援に関する管理換え関連業務 5 警察通信施設の重要障害及び県警察の業務に支障をきたす有線、無線データ通信に関する障害への対応 6 サイバーテロに係る緊急対処及び予兆把握関連業務 7 情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応 8 庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信部職員に関する専科教養、研修、訓練等 2 警察官に対する教養 3 機動警察通信隊活動報告等の簡易、定例的な報告 4 警察通信施設等の保全業務 5 通信施設整備関連業務 6 サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等 7 福利厚生関連業務 8 各種統計業務

別表2

人員計画表

所属【 課】

①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					⑤技術 ・資格	⑥出勤 困難職員	備考(⑤が要の場合の代替要員又は ⑥の出勤が困難となる可能性のある 職員	
	計	補佐	係長以下				計	管理職	補佐	係長以下					
			小計	警察官	職員					小計	警察官				職員
管理職		—	—	—	—		0		—	—	—	—			
係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0						0						
			0						0						
			0						0						
			0						0						
係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0						0						
			0						0						
			0						0						
			0						0						
係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0						0						
			0						0						
			0						0						
			0						0						
係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0						0						
			0						0						
			0						0						
			0						0						

- ※ 網掛け部分には、入力しないこと。
- ※ ③については、「継続」、「縮小・中断」を選択
- ※ ⑤については、通訳、資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択
- ※ ⑥については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入
- ※ 備考欄には、⑤が「要」の場合の代替要員、⑥の対象職員及びその他確保人員の配置方針等を記入
- ※ 行が不足する場合には、適宜、追加して記入

※ 必要最低人員(B)が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
0	0	0	0	0

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
0	0	0	0	0

必要最低人員確保率 B/A (%)
#DIV/0!

人員計画表

所属【 ○○○○ 課】

	①担当業務	②人員					③業務 仕分け	④必要最低人員					⑤技術 ・資格	⑥出勤 困難職員	備考(⑤が要の場合の代替要員又は ⑥の出勤が困難となる可能性のある 職員	
		計	補佐	係長以下				計	管理職	補佐	係長以下					
				小計	警察官	職員					小計	警察官				職員
管理職		2	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—				
庶務係		5	0	5	1	4	3		0	3	1	2				
	庶務業務			1	1					1	1					
	経理業務			1.5		1.5	継続			1		1				
	契約・物品業務			0.5		0.5	縮小・中断			0		0				
	給与・旅費業務			1		1	継続					1	有り	福井太郎(子の世話)		
	福利厚生業務			1		1	縮小・中断			0		0				
第一係		3	1	2	2	0	1.5		1	0.5	0.5	0				
	○業務			0.5	0.5		縮小・中断			0	0					
	○業務			0.5	0.5		継続			0.5	0.5					
	○業務		1	1	1		縮小・中断		1	0	0					
				0						0						
第二係		4	1	3	3	0	3		1	2	2	0				
	△業務			1	1		継続			1	1					
	△業務			0.8	0.8		継続			0.5	0.5					
	△業務			0.4	0.4		縮小・中断		1	0	0					
	△業務			0.8	0.8		継続			0.5	0.5					
第三係		10	1	9	9	0	4.5		1	3.5	3.5	0				
	□業務			1	1		継続			1	1			対策本部要員(補佐含む)		
	□業務			1	1		継続			0.5	0.5					
	□業務			2	2		継続			1	1		要	福井次郎を代替要員として指定		
	□業務		1	1	1		縮小・中断		1	0	0					
	□業務			1	1		縮小・中断			0	0					
	□業務			2	2		継続			1	1					
	□業務			1	1		縮小・中断			0	0					
第四係		6	1	5	5	0	2		1	1	1	0				
	×業務			1	1		縮小・中断			0	0					
	×業務			1	1		縮小・中断		1	0	0					
	×業務			2	2		継続			1	1					
	×業務			1	1		縮小・中断			0	0					
第五係		7	1	6	6	0	3		1	2	2	0				
	◎業務			2	2		継続			1	1					
	◎業務			2	2		継続			1	1					
	◎業務			1	1		縮小・中断		1	0	0					
	◎業務			1	1		縮小・中断			0	0					

※ 網掛け部分には、入力しないこと。
 ※ ③については、「継続」、「縮小・中断」を選択
 ※ ⑤については、通訳、資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択
 ※ ⑥については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入
 ※ 備考欄には、⑤が「要」の場合の代替要員、⑥の対象職員及びその他確保人員の配置方針等を記入
 ※ 必要最低人員(B)が所属人員(A)の6割以下となるように計画する。

所属人員(A)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
37	5	30	26	4

必要最低人員(B)				
計 (管理職含む)	補佐	係長以下		
		小計	警察官	職員
19	5	12	10	2

必要最低人員確保率 B/A (%)
51%